

国民民主 こくみんみんしゅ Press

KOKUMIN MINSHU PRESS

号外

国民民主党 国民民主プレス 編集部 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1
電話:03-3595-9988 (代表) メール:press@dppf.or.jp URL:https://www.dppf.or.jp

2019年3月8日

【連絡先】国民民主党茨城県第5区総支部（浅野さとし事務所）

【国会事務所】
〒100-8981
東京都千代田区永田町 2-2-1
衆議院第1議員会館 406号室
TEL: 03-3508-7231
FAX: 03-3508-3231

【日立事務所】
〒317-0071
茨城県日立市鹿島町 1-11-13
TEL: 0294-21-5522
FAX: 0294-21-3014

公式サイト

<https://asanosatoshi.com/>



facebook



0302

2019年3月2日

衆議院本会議

全ての納税者のために！



衆議院本会議で反対討論を行う、浅野議員

一般会計の総額が初めて100兆円を超える新年度予算案は3月2日未明、衆議院本会議で、自民・公明両党などの賛成多数で可決され、参議院に送られました。

浅野議員は「所得税法等の一部を改正する法律案」に対し、日々懸命に働き、税金を納めている方々の想いを込めて、反対討論を行いました。

(討論の全文は裏面を参照)

また、予算の採決に先立ち、2月27日に行われた予算分科会では、以下のような質疑を繰り広げました。

0227

2019年2月27日

予算委員会第5分科会（厚生労働省所管）

今後の高齢者雇用のあり方について



浅野議員

65歳以上でも働ける人が働くことは、国の予算の多くを占める社会保障費を削減することにも繋がる。公正な就労機会の確保や労働環境の改善など十分な制度設計を求める。

少子高齢化、人口減少が進む中で国の成長力を確保するためにも、高齢者の複数の働き方メニューを用意し労使が話し合っ個人が選択できるように検討する。



根本厚生労働大臣

0227

2019年2月27日

予算委員会第7分科会（経済産業省所管）

自動運転車両の実用化に向けた取組みについて



浅野議員

今国会において道路運送車両法改正案が提出されているが、自動走行車両から得られたデータの取扱い・保護に関する考え方について伺う。ぜひ、経産省がリードした取組みの加速化を求める。

自動走行車両から得られるデータの取り扱い、そして通信プロトコルの標準化などについてはできるだけ早く対応を議論していく。



世耕経済産業大臣

質疑の様子についてはこちらのサイトで検索・閲覧が可能です

【衆議院 インターネット審議中継】
<http://www.shugiintv.go.jp/jp/>

第198回国会における役割

所属委員会

▶経済産業委員会 ▶原子力問題調査特別委員会（理事）

党内での所属調査会

▶エネルギー調査会（事務局次長） ▶税制調査会（事務局次長）

浅野さとし 略歴

▶1982年9月生まれ（36歳）、衆議院議員（1期）
（株）日立製作所日立研究所研究員
日立労組研究所支部執行委員
大島章宏 前衆議院議員秘書



所得税法等の一部を改正する法律案に対する反対討論（全文）

浅野さとしの主張

- ①自動車税の軽減や賃貸居住者・ひとり親家庭に対する支援を積極的に行うべき。
- ②低所得者向けの支援制度を犠牲にして、お金のある人ほど得をする軽減税率制度は反対。
- ③富裕層への課税強化に弱腰になっている、与党に喝！

国民民主党の浅野さとしです。私は会派を代表して、また、日々懸命に働き、税金を納めている方々の想いを代弁するつもりで、ただいま議題となりました「**所得税法等の一部を改正する法律案**」に**「反対」の立場から討論を行います。**

少子高齢化が進む我が国は、グローバル化の進展による熾烈な国際競争の中にあつて、技術革新への対応の遅れや労働力人口の減少、社会保障費の増大など様々な困難に直面しています。

このような中、国民生活はどうでしょうか。ここ最近で統計データへの信頼が著しく低下してしまいましたが、本来数字は嘘をつきません。**自民党が与党に戻ってから実質賃金は5%近く低下**しています。また、働く女性や高齢者が増えているにも関わらず、GDPの民間最終消費支出は2013年に291.7兆円だったものが、2018年になっても292.0兆円とほとんど増えていないことなどをふまれば、**アベノミクスによって国民一人あたりの生活レベルが改善していないことは明らか**であります。多くの国民が生活不安や将来不安を抱えたままくまらしているのです。

国民生活を改善するという使命のもと、平成30年11月26日に経済財政諮問会議等の合同会議でとりまとめられた消費税率引き上げに伴う対応等に関する基本方針では「駆け込み・反動減の平準化」「社会保障の充実」「低所得者に対する支援策」「中小・小規模事業者等への対策」等の方針が示されました。しかし、本法案はこれらの方針を満たすのではなく、むしろ、わが国の持続的発展に逆行する恐れがあります。以下、その理由を申し述べます。

第1の理由は、この法案の中身が不十分である点です。我が国の発展に資するどころか、逆に悪化させる恐れがあります。

例えば、自動車税については、国税の自動車重量税および揮発油税を地方へ財源移譲した上で、あわせて年間約530億円の減税を図った点は評価できますが、問題は、与党が今回の見直しをもって「最終的な結論」と位置付け、今後の道すじを示さなかった点です。**民主党政権時には、平年度ペースで自動車重量税を約3,200億円減税したことと比べると、相対的に規模が小さい**といわざるを得ません。

また、教育資金を一括贈与した場合に非課税措置となる対象が拡大されました。しかし人口の東京一極集中、特に若者の集中が急速に進んでいる現在、贈与による資金移動は東京への預金集中を加速させ、目先は大丈夫でも将来的に地方銀行を弱体化させる恐れがあります。

実際に過去5年間に全国で増加した預金のうち58%が東京に集中しているデータもあります。麻生大臣も27日の委員会答弁の中で「地方銀行からの預金流出は間違いない」と言い切っておられました。にもかかわらず、政府のこうした懸念に対する具体的対策は地方銀行に丸投げです。

安倍政権は一億総活躍社会をめざすのではなかったのですか？ そうであれば、もう少し地方の声に寄り添うべきです。地方銀行の衰退は、地元企業の資金繰りを悪化させ、産業の衰退にもつながりかねません。政府はこうした連鎖的な影響をきちんと分析し、十分な予防策をとるべきです。

また、**住宅については、賃貸住宅の居住者に対する支援が含まれていません。**住宅を購入できる経済力のある人だけが優遇を受け、住宅を買えない若者や、賃貸住宅に住まざるをえない方等が、消費増税に伴う家賃引き上げの影響に対して、何の支援も受けられないのは不公平ではないでしょうか。

政府は「消費税の負担相当分を家賃に転嫁すること自体は適正な行為」として取り合う姿勢を見せていませんが、家賃の一定額を所得控除するなど手はあるはずですが。先ほど申し述べた基本方針のうち「低所得者に対する支援策」はどこへいったのでしょうか。

第2の理由は「社会保障の充実」に逆行していることです。それは消費税の軽減税率による減収分約1兆円がどのように補てんされたのかを見れば明らかです。

この約1兆円のうち、約4,000億円は、低所得者が医療や介護を受ける際の支出に上限を設けて負担軽減を図るための「総合合算制度」の見送りによるものです。また、約3,000億円は労働者の給与所得控除の縮小とたばこ増税によるものです。約2,000億円は、売上が1,000万円以下の免除事業者に対する課税によるものです。残りの約1,000億円は、社会保障給付の見直しや低所得者向け給付の簡素化などで捻出される予定です。

一体、軽減税率は誰のためのものでしょうか。低所得者や免税事業者を支援するはずの財源を食い潰し、複雑なルールで現場の混乱を招き、購買力のある人ほど得をする。この軽減税率制度は、どう考えても社会保障の充実逆行していますし、低所得者の支援策としてあまりに稚拙と言わざるを得ません。

麻生大臣は26日の委員会答弁の中で「増税が再び腰折れすることに対する恐怖感があったことは事実」と答弁の中でおっしゃっていたではありませんか。軽減税率は、今回なんとしても増税を実行するために、財政当局が無理やりつけた「付け焼刃」だったのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

安倍総理。この一兆円があれば、本当に苦しんでいる人たちを助けてあげることができるのです。軽減税率ではなく、こうした人々を支えるために予算を使うべきです。

第3の理由は、この法案が富裕層を厚遇し、国の助けを待つ人々の声を無視したのだからです。特にこの点について、私たちは、どうしても納得することができません。

自民党は平成29年末の税制改正の中で「金融所得課税の見直し」を今後の課題として掲げました。金融所得課税は株式の配当や譲渡益に課される税金でその税率は約20%となっています。この税率は、一般の給与所得に課される最高税率55%に比べると異常に低く、高所得者ほど所得税の負担割合が少なくなる要因となっています。

しかし、本法案の中ではこの金融所得課税には全く触れられていません。**昨年から今年にかけて、低所得者ほど負担が重くなる所得税・消費税を増税する一方で、富裕層への課税強化を見送ることは、どう考えても不公平です。**消費増税を実施するならば、経済的弱者の納得感を得る努力を怠ってはなりません。

それだけではありません。**ひとり親家庭の税負担を軽くする「寡婦（寡夫）控除」の対象から、未婚のひとり親が外れている問題についても、今回盛り込まれませんでした。**

結婚しているか、していないのかわからず、親は愛するわが子を育てようと必死です。そして憲法は、その親子が最低限の生活を営む権利を保障しているはずですが。子どもの貧困や貧困の連鎖が社会問題化する中、この法律を変えられるのはこの国会だけなのです。私たちだけなのです。一刻も早く見直しを行うべきです。

以上が、本法案に反対する主な理由です。